

2025年12月26日

各位

会社名： 株式会社パリミキホールディングス
代表者名： 代表取締役社長 澤田 将広
(コード番号：7455 東証スタンダード)
問い合わせ先： 執行役員CFO 柳沼 雅紀
(TEL. 03-6432-0732)

支配株主である株式会社ルネットによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社の支配株主（親会社）である株式会社ルネット（以下「公開買付者」といいます。）が2025年11月13日から実施しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）（以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年12月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注） 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2020年9月1日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年9月2日から2030年9月1日まで）
- ② 2022年5月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年5月14日から2032年5月13日まで）
- ③ 2023年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月13日から2033年5月12日まで）
- ④ 2023年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月13日から2033年5月12日まで）

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社パリミキホールディングス（証券コード：7455）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,982,900株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式並びに、多根幹雄氏、多根伸彦氏及び多根嘉宏氏（多根幹雄氏、多根伸彦氏及び多根嘉宏氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式の全て（本信託株式（注）を含みます。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかつたため、2025年11月12日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収

に関する事項)」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを予定しているとのことです。

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、当社は東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(注) 「本信託株式」とは、多根伸彦氏がLGT ウエルスマネジメント信託株式会社との間で締結した2022年5月13日付管理型信託契約に基づき所有する当社株式277,500株と、多根嘉宏氏が株式会社SMB C信託銀行との間で締結した2019年2月27日付管理有価証券信託契約書に基づき所有する当社株式1,121,800株を総称していいます。

以上

(添付資料) 2025年12月26日付「株式会社パリミキホールディングス（証券コード：7455）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年12月26日

各 位

会社名 株式会社ルネット
代表者名 代表取締役社長 多根 幹雄

株式会社パリミキホールディングス（証券コード：7455）の株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ルネット（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年11月12日開催の取締役会において、株式会社パリミキホールディングス（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：7455、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「(3) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」に記載する新株予約権をいいます。以下同じです。）を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025年11月13日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年12月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ルネット
東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー 7F

(2) 対象者の名称

株式会社パリミキホールディングス

(3) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（下記(i)乃至(iv)の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

(i) 2020年9月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年9月2日から2030年9月1日まで）

(ii) 2022年5月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年5月14日から2032年5月13日まで）

(iii) 2023年5月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月13日から2033年5月12日まで）

(iv) 2023年5月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月13日から2033年5月12日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	27,393,827 (株)	7,982,900 (株)	- (株)
合計	27,393,827 (株)	7,982,900 (株)	- (株)

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（7,982,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,982,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（27,393,827株）を記載しております。当該最大数は、対象者潜在株式勘案後株式総数（58,233,400株（注3））から公開買付者が所有する対象者株式（26,243,699株）及び対象者の第3位株主である多根幹雄氏、対象者の第8位株主であり多根幹雄氏の親族である多根伸彦氏及び多根幹雄氏の親族である多根嘉宏氏（多根幹雄氏、多根伸彦氏及び多根嘉宏氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）が所有する対象者株式の全て（4,595,874株）を控除した株式数（27,393,827株）です。

(注3) 「対象者潜在株式勘案後株式総数」とは、対象者が2025年11月12日に公表した「2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信【日本基準】（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（56,599,774株）に、2025年9月30日以降2025年11月12日までに行使された新株予約権の合計である2,516個（第5回新株予約権996個及び第7回新株予約権1,520個）の目的となる対象者株式数（251,600株）及び2025年11月12日現在残存しております行使可能な新株予約権の合計である13,904個（第5回新株予約権4,704個、第7回新株予約権7,480個、第8回新株予約権500個、及び第9回新株予約権1,220個）の目的となる対象者株式数（1,390,400株）を加算した株式数（58,241,774株）から、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（8,374株）を控除した株式数（58,233,400株）です。

(注4) 対象者から2025年11月12日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	2025年11月12日現在の個数(個)	目的となる対象者株式の数(株)
第5回新株予約権	4,704	470,400
第7回新株予約権	7,480	748,000
第8回新株予約権	500	50,000
第9回新株予約権	1,220	122,000
合計	13,904	1,390,400

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注6) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注7) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は交付される対象者株式も、本公開買付けの対象としております。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年11月13日（木曜日）から2025年12月25日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金581円

② 本新株予約権

- (i) 第5回新株予約権1個につき、金1円
- (ii) 第7回新株予約権1個につき、金1円
- (iii) 第8回新株予約権1個につき、金1円
- (iv) 第9回新株予約権1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,982,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（16,384,624 株）が買付予定数の下限（7,982,900 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 12 月 26 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	16,384,624 (株)	16,384,624 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（　　）	—	—
株券等預託証券（　　）	—	—
合計	16,384,624	16,384,624
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	262,436 個	(買付け等前における株券等所有割合 45.07%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	52,480 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.01%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	426,283 個	(買付け等後における株券等所有割合 73.20%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	45,960 個	(買付け等後における株券等所有割合 7.89%)
対象者の総株主の議決権の数	564,897 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2025 年 11 月 14 日に提出した第 78 期中半期報告書に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は交付される対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の対象者株式の発行済株式総数（56,599,774 株）に、2025 年 10 月 1 日以降 2025

年 12 月 26 日までに行使された新株予約権の合計である 13,891 個（第 5 回新株予約権 5,100 個、第 7 回新株予約権 7,250 個、第 8 回新株予約権 500 個及び第 9 回新株予約権 1,041 個）の目的となる対象者株式数（1,389,100 株）及び 2025 年 12 月 26 日現在残存しております行使可能な新株予約権の合計である 2,529 個（第 5 回新株予約権 600 個、第 7 回新株予約権 1,750 個、第 8 回新株予約権 0 個、及び第 9 回新株予約権 179 個）の目的となる対象者株式数（252,900 株）を加算した株式数（58,241,774 株）から、対象者決算短信に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（8,374 株）を控除した株式数（58,233,400 株）に係る議決権の数（582,334 個）を分母として計算しております。

(注 3) 対象者から 2025 年 12 月 26 日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	2025 年 12 月 26 日現在の個数(個)	目的となる対象者株式の数(株)
第 5 回新株予約権	600	60,000
第 7 回新株予約権	1,750	175,000
第 8 回新株予約権	0	0
第 9 回新株予約権	179	17,900
合計	2,529	252,900

(注 4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

- ② 決済の開始日

2026 年 1 月 6 日（火曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード（<https://trade.smbenikko.co.jp/>）からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、公開買付者が 2025 年 11 月 13 日付で提出した本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、対象者を完全子会社化するための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引

することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ルネット

(東京都港区港南 2-16-1 品川イーストワントワー 7F)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しの記載が含まれています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。